

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省省令第三十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（土壌等の除染等の措置等の委託の基準）</p> <p>第五十九条 法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定による委託の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 法及び次に掲げる法律若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三 年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十 一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法 律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百 八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しく は暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の 罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行 を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p>	<p>（土壌等の除染等の措置等の委託の基準）</p> <p>第五十九条 法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定による委託の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 法及び次に掲げる法律若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三 年法律第七十七号。第三十二条の三第七項を除く。）の規定に 違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、 第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若 しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法 律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せら れ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 から五年を経過しない者</p>

三  
了  
十 (略)

二  
了  
ヲ (略)

(1)  
(12) (略)

三  
了  
十 (略)

二  
了  
ヲ (略)

(1)  
(12) (略)